

一宮市学校給食審議会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- (1) 有識者
- (2) 教育関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、会長が議長を務める。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部学校給食課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。